

大阪市職員労働組合（市職）都市整備局支部との交渉議事録

日 時 令和8年3月18日（水） 午後6時00分～午後6時25分

場 所 本庁舎7階 都市整備局 会議室

出席者 所属 総務課長 総務課長代理 総務課担当係長
支部 支部長 副支部長

局①

「2026年度要員確保に関する申し入れ」を令和8年2月3日に受けたところであるが、申し入れ事項にある来年度の業務執行体制の変更に伴い生じる勤務労働条件に関連する事項については、現在のところ交渉事項となるような変更はない。

支部①

ただいま局から2026年度要員確保にかかわって回答があったが、2月3日の申し入れ団体交渉において支部から申し入れた「2026年度要員確保に関する申し入れ」の来年度業務に関して「現在のところ、交渉事項となる勤務労働条件の変更事項はない」として、局の考え方が明らかにされなかった。

しかし、申し入れ以降においても、人数は少なくなっているものの45時間超えなどの超過勤務の実態が、局安全衛生委員会の場において報告されている。

局は、申し入れ交渉において、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、月45時間を超える場合の事前報告の徹底により業務の状況把握に努めるとともに、ノー残業デーにおける定時退庁の呼びかけ、管理監督者への指示・指導等も実施しているところであり、業務執行の一層の効率化等により縮減に努めている。」と述べられているが、まずはこの点に関して、支部として一定判断しているところであるが、改めて局のとりくみと総括について説明されたい。

さらに、局は来年度の業務執行体制について、ここ数年、交渉において同様の回答を行っているが、毎年、年度途中において360時間を超える超過勤務実態が報告されている。さらに、申し入れ団体交渉の際にも回答があったが、全体で昨年より約2,600時間減っているものの、超過勤務が発生している。こうした超過勤務実態は、勤務労働条件に支障を来しているに他ならず、局として管理運営責任を果たしているのか疑問を持たざるを得ない。局はそのことをどのように認識しているのか伺いたい。

局②

長時間にわたる超過勤務は、生産性・効率性の低下を招くだけでなく、職員の健康やワーク・ライフ・バランスにも悪影響が生じるものであることから、超過勤務の縮減は極めて重要な問題であると認識している。

令和7年度においても、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、局内全職員に対して「年次休暇・夏季休暇取得状況」を定期的に周知し、計画的な休暇取得を促すとともに、ノー残業デー当

日の朝にメールにより定時退庁を促す周知等を行ってきたところである。

加えて、ノー残業デーにおける時間外勤務の状況を管理職員で共有し、定時退庁の取組強化に努めている。

また、超過勤務時間が月 45 時間を超える場合の事前報告の徹底等により、各職場の状況把握に努めており、繁忙状況に応じて、担当内における業務量の調整などの対策を講じてきたところである。

さらに、前回の交渉から現在までの間においても、各部署における繁忙状況の詳細な把握を行い、一層の超過勤務の縮減に取り組むよう管理監督者に対する指導等を行っている。

今後も引き続き、各職場の状況把握に努め、計画的な休暇取得やノー残業デーの取組を推進するとともに、業務執行の効率化に向けた取組を進めてまいらる。

支部②

ただいま局から回答があったが、局は来年度の業務執行体制について、ここ数年、団体交渉において「交渉事項となるような勤務労働条件の変更はない」との回答を行っているが、毎年、局安全衛生委員会において年度途中における 360 時間を超える超過勤務実態が報告されている。支部として、こうした過度の超過勤務実態は、勤務労働条件に変更を来す内容であると認識するとともに、局として管理運営責任が果たしているのか疑問を持たざるを得ない。昨年度と同様に今年度の超過勤務は高い水準となっていることに対し、局はそのことをどのように認識しているのか伺いたい。

さらに、「2026 年度要員確保に関する申し入れ」において「恒常的な繁忙状況が生じている部門が固定化していることから、そうした部門について「仕事と人」の関係整理を行い、超過勤務の縮減に向け要員配置を含む実効性のある改善を行うこと」と申し入れしている点も踏まえ、そういった 2025 年度の繁忙職場における、2026 年度の「仕事と人」のありようについて、局の考え方を説明されたい。

局③

令和 7 年度の局全体の超過勤務時間については、令和 8 年 2 月末時点で約 48,000 時間であり、昨年度に比べ約 3,500 時間の減となっており、時間外勤務の縮減の取組や、業務内容・業務量に見合った業務執行体制の構築に努めてきた結果であると考えている。

超過勤務時間数の上限や、年次有給休暇に係る取り扱いを踏まえ、今後も業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築するとともに、より一層の業務執行の効率化等を図っていく必要があると考えている。

各職場における超過勤務の状況であるが、対象職員 543 名、対象部署 38 部署のうち、令和 8 年 2 月末時点で超過勤務時間が 250 時間を超える職員は 59 名で 10 部署となっている。また、そのうち超過勤務時間が 360 時間を超える職員は 18 名で 6 部署となっている。

個別の具体的な状況について申し上げると、住宅政策課住宅政策グループにおいては、250 時間超となった職員が 3 名、うち 360 時間超となった職員が 1 名であった。大阪市住宅審議会及び専門部会の開催に向け、多岐に渡る関係部署との意見・情報交換に係る調整や外部有識者への事前説明等に係る資料作成業務等を短期間に集中的に処理する必要があったため、超過勤務時間が増加したものである。次年度においては、業務内容や業務量等を精査するとともに、職員間の情報共有化をより一層

行うことで業務の平準化を図るなどの進捗管理により、超過勤務の縮減に努めてまいりたい。

住宅政策課まちなみ環境グループにおいては、250 時間超となった職員が 1 名であった。地域魅力創出建築物修景事業に係る制度拡充に向けた検討業務や、市民参加型の生きた建築発見プログラムに係る企画調整業務等が輻輳し、限られた時間内で対応する必要があったため、超過勤務時間が増加したものである。次年度においては、引き続き業務改善等の取組みを進め、特定の職員に業務が集中しないよう業務の平準化を行うことにより、超過勤務の縮減に努めてまいりたい。

公共建築課企画設計グループにおいては、250 時間超となった職員が 13 名、うち 360 時間超となった職員が 2 名であった。大規模かつ複雑化した案件が増加する中、発注工事の設計・積算に係る業務や設計変更に係る業務等が輻輳するとともに、特記仕様書の改訂における検討資料を作成する必要が生じるなど、限られた時間内で対応する必要があったため、超過勤務時間が増加したものである。次年度においては、業務改善による業務の平準化を図るとともに、案件の優先度と各職員の業務量等を踏まえより適切な業務の進捗管理を行うことにより、超過勤務の縮減に努めてまいりたい。

公共建築課設備グループにおいては、250 時間超となった職員が 6 名、うち 360 時間超となった職員が 3 名であった。大規模かつ複雑化した案件に係る設計・工事監理業務の増加傾向が著しい中、多数の案件に係る発注工事の設計・積算業務や契約変更請求業務、入札不調対策に係る関係局との調整業務が発生しており、限られた時間内で対応する必要があったため、超過勤務時間が増加したものである。次年度においては、業務の優先度、業務量について詳細に把握し業務の配分を行うなど、特定職員に業務が集中しないようより適切な業務の進捗管理を行うことにより、超過勤務の縮減に努めてまいりたい。

施設整備課においては、250 時間超となった職員が 15 名、うち 360 時間超となった職員が 8 名であった。施設所管所属から依頼される市設建築物整備保全業務は増加して高止まりしている中、工事等の設計・積算・契約関係業務や現場調査・立会、概算算定などの資料作成業務のほか、繰越案件の対応や保守点検・修繕等包括的業務委託に係る事業者や各所属との調整業務が輻輳し、限られた時間内で対応する必要があったため、超過勤務時間が増加したものである。次年度においては、引き続き効率的かつ効果的な業務遂行の進捗管理により、可能な限り業務を分散し特定の職員に長期にわたり過度の業務が集中しないよう調整し、超過勤務の縮減に努めてまいりたい。

区画整理課においては、250 時間超となった職員が 2 名、うち 360 時間超となった職員が 1 名であった。部の予算・決算の総括、土地区画整理事業の補正予算確保に向けた調整を含む事業費執行及び事業進行管理、国土交通省所管事業に関する会計検査対応、(仮称)大阪市における区画整理のあり方の策定に関する業務、個人施行等に係る土地区画整理事業の認可等業務が輻輳し、限られた時間内で対応する必要があったため、超過勤務時間が増加したものである。次年度においては、引き続き業務改善等の取組みを進め、可能な限り効率的かつ計画的な業務の進捗管理に努めるとともに、特定の職員に業務が集中しないよう業務の平準化を行うことにより、超過勤務の縮減に努めてまいりたい。

建設課建設設計グループにおいては、250 時間超となった職員が 6 名であった。新規工事に係る積算業務や、会計実地検査に係る受検資料、財源確保のための国費請求事務に係る資料の作成業務について、限られた期間で対応する必要があったため、超過勤務時間が増加したものである。次年度においては、引き続き各種資料作成について、作業時期の分散を図るとともに、課内での連携をこれまで以上に密にすることによる業務の効率化等により、超過勤務の縮減に努めてまいりたい。

建設課工事グループにおいては、250 時間超となった職員が 1 名であった。会計検査や近隣や現

場トラブルへの対応及び施工業者への指導等に係る各種資料等の作成、関連部門との協議等を限られた時間内で処理する必要があったことから超過勤務時間が増加したものである。次年度においては、業務量等を踏まえ特定の職員に業務が集中しないよう業務の平準化を図ることと状況に応じた業務分担の見直しをおこなうことにより、超過勤務の縮減に努めてまいりたい。

建設課設備グループにおいては、250 時間超となった職員が 1 名であった。工事中物件のインプレスライドなどの設計変更業務が短期間に集中するとともに、新規発注工事に係る積算業務等が輻輳し、限られた時間内で対応する必要があったため、超過勤務時間が増加したものである。次年度においては、工事の発注時期や状況等を詳細に把握することにより、特定の職員に業務が集中しないよう業務の平準化や効率化を図り、超過勤務の縮減に努めてまいりたい。

管理課においては、250時間超となった職員が11名、うち360時間超となった職員が3名であった。市営住宅申込者・当選者をはじめ市民からの各種手続きに関する問い合わせ・相談や市営住宅入居者等からの家賃の支払い等に関する問い合わせ・相談が窓口・電話等により日常的に多数寄せられることに加え、家賃滞納者等への法的措置、次期指定管理者との業務開始に向けた調整、市営住宅管理システムサーバー等の機器更新に伴う事業者との調整、市営住宅管理システムの再構築に向けた予算要求等の業務が輻輳し、限られた時間内で対応する必要があったため、超過勤務時間が増加したものである。次年度においては、状況に応じた業務分担の見直しや職員間の協力体制の構築などにより、超過勤務の縮減に努めてまいりたい。

具体の来年度の業務執行体制については、管理運営事項として、現在、職制が自らの判断と責任において検討しているところであり、現在の体制等を踏まえ必要な人員体制については確保してまいりたいと考えている。

支部③

ただいま局から、繁忙職場に対する 2026 年度の業務執行の考え方について回答があった。支部としても突発的に発生した業務については、一定やむを得ない部分もあると考えているが、過度な超過勤務や恒常的な超過勤務実態については、メンタルヘルスの観点からしても大きな問題を持つものであり、それを支部として看過することはできない。また、子育てをかかえる組合員も多く、そうした組合員の過度な超過勤務状況についても「仕事と家庭の両立支援」の観点からも大きな問題があると認識している。

恒常的な超過勤務実態が複数職場である中で、とりわけ、公共建築課、施設整備課などにおいては、ほぼ毎年のように恒常的な超過勤務が発生している。こうしたことは単に年度途中で発生した業務だけとは考えにくく、業務量の精査や業務のあり様に問題があるのではないかと云々を得ない。来年度の執行体制を構築していくうえで、支部としてこの間、業務の簡素化・効率化も含め「仕事と人」の関係整理を図ったうえで、適正な要員配置を求めている点を踏まえ、局の認識を伺いたい。

また、今年度の申入れ交渉において、年度末までの早い時期に回答するように求めていた、2026 年度における施設整備課の設計・工事件数についても、回答を求める。

局④

公共建築課においては、概算算出業務の委託化、概算会議や設計会議における対象案件の精査、

D X推進に向けた取組み等、業務の効率化・平準化に向けて取り組んでいるが、令和7年度は総合評価落札方式の対象拡大に伴う業務、完全週休2日（土日）や現場完成期限・後片付け期間の導入等建設業の労働環境の改善への取組みや、施設所管所属による発注取りやめに伴う調整等により、突発的な追加業務が発生している。再発注を含めたスケジュール調整において、設計期間をしっかりと確保するとともに、不調・不落の防止を含めて一時期に発注が集中することがないように、施設所管所属と可能な限り調整を行い、業務の平準化を図ってまいりたい。

施設整備課においては、市設建築物の老朽化に伴う改修事業量の高止まりの状況が続く中、週休2日工事の導入や猛暑日を考慮した工期設定、アスベスト関連法の改正により、工事1件あたりの調整業務が従来から複雑化し業務量を増加させている。繁忙期の平準化を図るべく、一部の単年度工事について債務負担化に向けた取組みなどを進めているが、令和7年度は引き続き社会情勢によるサプライチェーンへの影響を受けた設備機器の納入遅れ等による工期延期に伴う工事業者との調整業務や予算の繰越措置等のための各所属との調整業務も必要となった。また、「保守点検・修繕等包括的業務委託」の初年度であり、各所属や公募事業者との調整業務が輻輳し、課全体の業務が増加している。

令和8年度の施設整備課における設計・工事発注件数については、公募事業・直営事業あわせて設計、工事ともに約750件を予定している。この他にも上記の建築資機材の納入遅れに起因する繰越工事（約90件）が加わるため、工事完成時期と工事発注時期が重なり、一時的な業務量増や業務量の高止まりが予想される。単年度工事の債務負担化や発注時期の見直しを進めることにより、繁忙期の平準化や、入札不調の低減、工事遅延の回避を図り、それにより業務量の圧縮を図ってまいりたい。

支部④

ただいま局から回答があったが、恒常的な超過勤務実態については労働環境や職場環境のみならず様々な観点からも問題であり、局として管理運営責任を果たしているとは言い難い。支部として組合員が健康的に安心して働き続けるため、1年を通して適正な労働時間の管理に努めるよう、改めて局の責任ある対応を求めるとともに、来年度業務執行体制について、支部は、「仕事と人」の関係整理を行い、適正な要員配置を求めているところであり、局に管理運営責任を果たすよう強く要請する。

さらに、繁忙職場以外においても、業務が輻輳する中、業務の簡素化・効率化、課内及び複数課にまたがる業務についての業務整理や平準化を求める声も少なくないことから、局として責任ある対応を求めておく。

また、来年度の業務執行に関わって、各職場における円滑な業務執行のためには、事務事業の内容ならびに、要員配置やその配置状況に基づく業務執行の考え方について、組合員への十分な説明が必要であることから、2026年度当初において、現場長による組合員への説明責任を果たすよう強く要請する。

なお、2026年度の途中に、組合員の勤務労働条件に変更をきたすような事項が生じた場合や、超過勤務実態により適正な勤務労働条件に支障をきたす状況となった場合においても、交渉事項として誠意を持った対応を行うよう求めておく。

局⑤

来年度業務及び業務執行体制については、年度当初に各職場の管理監督者から説明することとしているが、今後、勤務労働条件に支障をきたすような事項が生じた場合などは、本市の関係規定に則り、管理運営事項を除き、交渉事項として引き続き誠意をもって対応させていただきたいと考えているので、よろしく願います。

支部⑤

2026年度の要員にかかる局からの回答内容については不十分なところもあるが、支部が求めている点については、局としても認識されたものと理解し、2026年度要員問題について支部として一定判断をする。しかし、引き続き課題について、支部としても具体対応を求めている部分もあることから、局として誠意ある対応と履行を強く要請するとともに、勤務労働条件の変更を来すような事項が発生した場合は、交渉事項として誠意ある対応を改めて要請し、2026年度の要員確保に向けた団体交渉はこれで終了することとする。